

大分県報

令和二年
三月三十一日

（火曜日）

目次

規則

大分県契約事務規則の一部改正.....1

〇規則

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十六号

大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「損害金」の下に「履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第十条第一項中「年二・七パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率」に改める。

第三十四条第一項中「郵便切手、郵便葉書、現金封筒、収入印紙、証紙、既になされた単価契約に基づいて購入する物品その他見積書等を徴することが適当でないものについて」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 郵便切手、郵便葉書、現金封筒、収入印紙及び証紙
- 二 既になされた単価契約に基づいて購入する物品
- 三 価格、送料等が表示されている書籍類
- 四 一件の予定価格が三万円を超えない物品の購入若しくは借入れをする契約又は役務の

令和二年三月三十一日

大分県報号外（規則）

提供（委託に係るものを除く。）を受ける契約

五 その他見積書等を徴することが適当でないもの

第三十四条第二項中「一」を「それぞれ」に改める。

第一号様式中「年二・七パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率」及び「一」を「いずれかに」に改める。

「1 納入期限までに物品の納入を終わる見込みがないとき。

2 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに物品の納入ができないと認められたとき。

3 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認められたとき。

4 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

5 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

「(1) 納入期限までに物品の納入を終わる見込みがないとき。

(2) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認められたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

第二号様式中「一」を「それぞれ」に改める。

「(2) 天災地変その他契約者の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに物品の納入ができないと認められたとき。

(3) 契約者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認められたとき。

(4) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(5) 契約者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認めら

れたとき。

「(2) 契約者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認められたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(4) 契約者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分県契約事務規則第一号様式及び第二号様式（その一）の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。